

長峰東部合同自治会館管理細則

(目 的)

第1条 長峰ルナオーヴ自治会敷地内に所在する住民集会施設は、長峰東地区自治会、長峰ローレルヒルズ自治会及び長峰ルナオーヴ自治会（以下、「3自治会」という）が協力して維持管理を行い、これを等しく利用することにより長峰東部地区住民の公共の福祉や住民相互の親睦等を実現することを目的とする。

(名 称)

第2条 本住民集会施設は、「長峰東部合同自治会館」（以下、「会館」という）と称する。

(所在地)

第3条 会館の所在地は、東京都稲城市長峰一丁目2番111号とする。

(施設の帰属)

第4条 会館所在地の敷地は、株式会社創建が稲城市へ無償譲渡し、3自治会は稲城市より無償貸与を受ける。

2. 会館は、株式会社創建が建設し、3自治会がこれを無償で譲受ける。
3. 会館の登記名義人は、会館が所在する自治会である長峰ルナオーヴ自治会とする。

(施設の管理)

第5条 3自治会は、会館の管理・運営を目的として会館管理委員会を設置する。

2. 3自治会より自治会長を含む各3名を会館管理委員として選出し、これを以って会館管理委員会を構成する。尚、3自治会からの選出は3名を超えない。
3. 会館管理委員の互選により次の者を任命する。

会館管理責任者： 1名

会計担当委員： 1名

監事： 1名

4. 会館入口鍵は、会館管理責任者が必要と認めた者が管理・保管する。

(職 務)

第6条 会館管理責任者は、会館の管理・運営全般を統括する。会館管理委員はこれを補佐し、必要に応じて諸問題を協議する。

2. 会計担当委員は、会館の管理・運営に係る会計業務を担う。
3. 監事は、会館管理委員会の管理・運営状況について監査する。

(会館管理委員の任期)

第7条 会館管理委員の任期は1年とする。

2. 補欠により選任された会館管理委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了時でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(会館管理委員会の議決)

第8条 会館管理委員会は、会館管理委員の2分の1以上の出席を以って成立する。

2. 会館管理委員会は、会館管理責任者が必要に応じて招集し、議長となる。
3. 議事は、出席した会館管理委員の2分の1以上を以って決し、可否同数のときは会館管理責任者の決するところによる。

(費用の拠出)

第9条 3自治会は、会館の管理・運営に要する経費に充てる為、次の費用（以下、「運営費」という）を負担する。

- ① 通常の会館管理等に要する費用
 - ② 会館の建替・修繕等に要する修繕積立金
2. 3自治会は、運営費として自治会会員1戸当たり月額100円を会館管理委員会に拠出する。
 3. 運営費は、各自治会が集金し、会館管理委員会の会計担当委員により管理される。

(費用の負担)

第10条 運営費は、3自治会がその会員数に応じて等しく負担する。

2. 会館が老朽化し、会館管理委員会により建替・修繕等が必要と判断された場合は、3自治会により建替・修繕等を行う。
3. 会館管理委員会は、会館の建替・修繕等に必要となる資金を確保する為、運営費の中から修繕積立金を区分して経理する。毎年の積立金額については、会館管理委員会で協議し、決定若しくは改定することができる。

(公租公課の負担)

第11条 会館に関わる公租公課については、第4条の帰属に係わらず、3自治会がその会員数に応じて等しく負担する。

(会計監査)

第12条 会館管理委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

2. 会館管理委員会の監事は、少なくとも年1回（毎年度末基準）は会計監査を実施する。
3. 監査結果については、収支報告書等を以って各会館管理委員が自身の属する各自治会総会にて報告しなければならない。

(会館の利用)

第13条 利用可能な者

- (1) 3 自治会会員
- (2) 3 自治会と協力関係にある行政機関および近隣自治会等
- (3) その他、会館管理委員が許可した者

2. 利用可能期日

原則1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日を除く毎日

3. 利用時間帯

利用時間帯は9時より21時とする。

利用可能期日及び時間帯は、非常災害等の必要な理由がある場合、会館管理責任者の許可により、その制限を超えて利用する事ができる。利用の優先順位は以下とする。

- (1) 3 自治会役員会等の自治会運営に利用する場合
- (2) 3 自治会に付帯する会が利用する場合
- (3) 3 自治会員が独自に利用する場合
- (4) 3 自治会員でない者が利用する場合

(利用申込及び許可)

第14条 会館を利用する場合は、会館管理委員に連絡し、その許可を得て使用する。

(利用料金)

第15条 「会館利用料金表」は、会館管理委員会にて決定する。

2. 利用者は、別途定められた「会館利用料金表」に従い、利用料金を会館管理委員会に支払う。

(利用の制限)

第16条 会館の利用目的が次に掲げる各号に該当するときは利用を許可しない。

- (1) 騒音振動など公序良俗を害する恐れがあるとき。
- (2) 建築物及び付帯設備を損傷する恐れのあるとき。
- (3) 自治会の活動、目的に支障を及ぼす恐れのあるとき。
- (4) 会館の管理・運営上、支障があると認められるとき。
- (5) 自治会活動において、その利用が不相当と認められたとき。
- (6) 自治会員であっても、法人・各種組合等の営利目的として使用に供せられるとき。

但し、営利目的であっても、自治会員の福利厚生(各種教養講座等)に寄与するものと認められるときは許可する場合がある。

- (7) 反社会的勢力、政治団体及び宗教団体による利用と認められるとき。

(利用者の義務)

第17条 会館の利用者は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 会館建物内、及び道路上での喫煙はしないこと。
- (2) 建築物・付帯設備を損傷しないよう十分注意すること。
- (3) 備付器具物品及び貸出し物品は、大切に取扱い、使用後は所定の位置に戻し、貸出し物品については速やかに返却すること。
- (4) 火気の手扱い、戸締りは特に注意し、利用後は電気・ガス・水道の元栓を閉じ、戸締りの上、鍵等は速やかに会館管理委員に返却すること。
- (5) 利用後は、整理整頓し、清掃に心掛け、ゴミ等は必ず持ち帰ること。
- (6) 騒音・振動・臭気等を発生させ、近隣に迷惑を掛けないこと。
- (7) 長峰ルナオーヴ自治会の敷地内へ車両の乗入れは行わないこと。
- (8) 会館管理委員の指示に従うこと。

2. 各号及び本細則を遵守しなかった者に対し、会館管理責任者は期間を定めて会館の利用を停止することができる。

(利用者の賠償責任)

第18条 会館利用者が、その責に帰すべき事由により建築物・付帯設備、備品類及び貸出し物品を破損又は紛失したときは、利用者自らの責任において速やかに原形に復するか、又は、修繕費用を賠償しなければならない。

(利用者の事故)

第19条 会館内及びその敷地内に於ける利用者の事故等については、会館管理委員会及び3自治会は一切の責任を負わない。

(物品の貸出)

第20条 会館備付の物品を利用者が借用するときは、会館管理委員へ連絡し、使用後は速やかに返却するとともに会館管理委員の確認を受けるものとする。

(細則外事項)

第21条 本細則に定めのない事項または本細則の規定の解釈について疑義がある事項について3自治会は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決する。

(細則の改正)

第22条 本細則は、会館管理委員会の議決によって改正することができる。

2. 本細則を改正した場合、会館管理委員は自身が属する各自治会総会にてその内容を報告しなければならない。

附 則

(細則の発効)

第 2 3 条 本細則は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。

会館利用料金表

会館を利用する場合には、下記「利用料金表」に基づいて利用料を徴収する。

(消費税込み)

利用目的	利用形態	利用時間単位	利用料金
総会・役員会・ 諸会議等	所属自治会の運営に基づ く各種会議等に使用。	—	無 料
親睦会・ サークル活動等	営利性の無い活動・会合。 原則 1 個人での利用は不 可。	1 時間以上 1 時間単位	(所属自治会員が参加) 100 円
			(その他) 300 円
各種文化教室 (書道・生花・料理・ 各種語学等)	営利性の有る活動・会合。 原則 1 個人での利用は不 可。	1 時間以上 1 時間単位	(所属自治会員が参加) 800 円
			(その他) 1,000 円

改定記録 平成 27 年 6 月 1 日初版作成